

藤枝市と住宅金融支援機構が連携

令和5年12月作成
www.flat35.com



マイホーム取得をご検討中のみなさまへ

子育てファミリー世帯で
最大**130**万円助成
子育てファミリー
移住定住促進事業

子育てファミリー世帯で
最大**200**万円助成
空き家活用・流通
促進事業



当初10年間 (子育て支援) 借入金利 年**0.25**%引下げ
(空き家対策)

【フラット35】地域連携型

【フラット35】S
でさらに金利を
引下げ

藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業
空き家活用・流通促進事業に関するご相談は



藤枝市都市建設部住まい戦略課
054-631-5750(直通)

〒426-8722
静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号 藤枝市役所東館2階

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構お客さまコールセンター
ハロー フラット35
0120-0860-35(通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

① 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業 最大130万円助成

新築住宅取得事業

<補助対象者>

子育てファミリー(※1)であって、新築住宅(※2)を建築又は購入する方で、藤枝市の定める要件に該当する方

新築住宅移転事業

<補助対象者>

市外に居住する子育てファミリー(※1)であって、藤枝市の定める要件に該当する方

※1 子育てファミリーとは

現に同居し扶養する『満18才以下の子(平成17年4月2日以降に生まれた子)または妊娠している方』がいる世帯をいいます。

※2 新築住宅とは

人の居住の用に供したことがない戸建て住宅または新築マンション(いずれも建設工事の完了日から起算して1年経過したものを除く)をいいます。

(注)事業によって補助内容や補助金額が異なります。補助事業の詳細な内容は、藤枝市のホームページをご覧ください。 →



② 藤枝市空き家活用・流通促進事業 最大200万円助成

取得事業

<補助要件>

市外・市内の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションを購入し、住民票を異動する方

移転事業

<補助要件>

市外の世帯が購入した市内の空き家および中古マンションに引越し、住民票を異動する方

改修事業

<補助要件>

市外・市内の世帯が入居するために市内の空き家および中古マンションを改修し、住民票を異動する方

■ 空き家とは

個人が所有権を有しまたは有していた、居住を用途とする戸建ての住宅(昭和56年6月1日以降に建築されたものをいう。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの(行うものも含む))のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。

■ 中古マンションとは

個人が区分所有権を有しまたは有していた、居住を用途とする共同住宅(昭和56年6月1日以降に建築されたものをいう。昭和56年5月31日以前に建築されたものは所定の耐震補強工事を行ったもの(行うものも含む))の単一の住戸のうち、人が居住していないか、居住しなくなる予定のものをいう。

(注)事業によって補助内容や補助金額が異なります。補助事業の詳細な内容は、藤枝市のホームページをご覧ください。 →



【フラット35】Sで
さらに金利を引下げ

③ 【フラット35】地域連携型 当初10年間年0.25%金利引下げ

住宅を取得する方で、

- ① 藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業の補助金を受ける方
- ② 藤枝市空き家活用・流通促進事業の補助金を受ける方



【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、藤枝市から、「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) この他、【フラット35】の技術基準や融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。

《借入れに当たっての注意事項》 ● 【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ● 【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。 ● 【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ● 【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。 ● 【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ● 【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ● 外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。

藤枝市と住宅金融支援機構が連携

令和5年12月作成
www.flat35.com

藤枝市の「優良田園住宅移住促進事業－住宅取得事業－」を利用すると、住宅ローン【フラット35】の金利引下げが受けられます。

藤枝市に住んでみたい！
藤枝市に移住したい世帯
を応援します！

最大 **150万円** の交付が受けられます！

藤枝市優良田園住宅 移住促進事業



【フラット35】Sとの併用
でさらに金利引下げ！

当初5年間（地域活性化）

当初10年間（子育て支援）の借入金利 年 **0.25%** 引下げ

【フラット35】地域連携型

藤枝市優良田園住宅移住促進事業に関するご相談は



藤枝市都市建設部住まい戦略課

054-631-5750（直通）

〒426-8722

静岡県藤枝市岡出山1丁目11番1号 藤枝市役所東館2階

【フラット35】に関するご相談は



住宅金融支援機構お客さまコールセンター

ハロー フラット35

0120-0860-35（通話無料）

営業時間：9:00～17:00（祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。）

ご利用いただけない場合（国際電話など）は、次の番号へおかけください。

048-615-0420（通話料金がかかります。）

① 「藤枝市優良田園住宅移住促進事業」の概要

【優良田園住宅取得事業】優良田園住宅である新築住宅の建築又は購入の助成

■ 補助要件

1. 市外から転入した世帯または、子育て世帯であること(満18歳以下の子または妊娠している方がいる世帯)
2. 優良田園住宅である新築住宅を建築または購入し、住民票を異動した者
3. 市税を滞納していない者
4. 移住レポートを提出できる者(市外からの転入に限る)
5. 建築または購入について、市の実施する他の補助金等を受給していない者(建築または購入についての補助金等に該当するかは住まい戦略課までお問合せください)

※注意：補助金の交付回数は、同一世帯に対し1回限り

■ 補助金の計算

補助対象経費 × 補助率1/2

ただし、市外からの転入世帯又は子育て世帯のいずれかに該当する場合は**50万円**、いずれにも該当する場合は**100万円**を上限とする。

※補助対象経費：工事請負金額(注文住宅)または不動産売買契約金額(建売住宅)

■ 優良田園住宅とは

優良田園住宅とは、農山村地域や良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建て住宅で、次の基準を満たすものです。優良田園住宅建設計画認定の手続きが必要です。

- ・敷地面積300平方メートル以上
- ・建築面積の敷地面積に対する割合(建ぺい率)30%以下
- ・延べ面積の敷地面積に対する割合(容積率)50%異か
- ・階数3階以下

◎他に【優良田園住宅移転事業】(上限50万円)があります。

◎その他条件や補助事業の詳細な内容は、藤枝市のホームページをご覧ください。



【フラット35】Sとの併用でさらに金利を下げます！

② 【フラット35】地域連携型 当初5年間又は当初10年間 年0.25% 金利引下げ

「優良田園住宅取得事業」の助成を受ける方で、

- ①の補助要件1の**市外から転入した世帯** → 当初5年間金利を引下げ
- ①の補助要件1の**子育て世帯** → 当初10年間金利を引下げ

【フラット35】地域連携型をご利用いただくための要件

【フラット35】地域連携型をご利用いただくためには、藤枝市から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。

(注) このほか、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問合せください。●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。【フラット35】Sの利用に当たっては、取得する住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。